

ID: 1944

担当部署: まちづくり政策課

処分の概要	空家等管理活用支援法人の指定		
法令名称 根拠条項	空家等対策の推進に関する特別措置法 第23条第1項		
法令番号	平成26年法律第127号		
【基準】 法第23条の規定による。 (空家等管理活用支援法人の指定) 第23条 市町村長は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。 3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。 空家等対策の推進に関する特別措置法第23条			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年10月1日	最終変更年月日	年 月 日